

第41回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成20年7月18日(金)

大阪キャッスルホテル6階 鴛鴦の間

開 会 午後2時

清原企画担当課長代理

ただいまから第41回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます、環境局の企画部企画担当課長代理の清原でございます。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

清原課長代理

続きまして、委員の方々の異動がございますので、ご報告いたします。会長の職に就いておられました郡鷲委員をはじめとして、寺澤委員、中根委員、服部委員におかれましては、長期間本審議会の委員をお願いしておりましたが、ご都合により、このたびご退任されることになりました。また、平成20年7月10日付けで、新しく4名の方に本審議会委員にご就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

50音順でお名前を読み上げさせていただきますので、申し訳ありませんが、その場でご起立をお願いできますでしょうか。

弁護士の池田委員でございます。

神戸大学大学院経済学研究科准教授の竹内委員でございます。

大阪工業大学工学部環境工学科准教授の福岡委員でございます。

大阪市地域女性団体協議会会計の吉田委員でございます。

ありがとうございました。

続きまして、大阪市の出席者をご紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

清原課長代理

それでは、新たな諮問にかかる初の審議会になりますので、柏木副市長からご挨拶をさせていただきます。

柏木副市長

副市長の柏木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本来でしたら、市長の平松から新たな諮問につきまして説明することが筋でございます

すが、メルボルン市との30周年の交流事業で出かけておりますので、私から諮問に当たりご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

まず、皆様方には、平素から大阪市の廃棄物行政をはじめといたしまして市政の各般にわたり多大のお力添えをいただき、また本日はご多用のところご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

皆様方ご承知のとおり、大阪市は現在、大変厳しい財政状況に置かれておりまして、市政改革を着実に進めているという状況でございますが、一方では大阪を元気にするために、大阪市の総合計画審議会におきまして4つの分野の専門部会を立ち上げまして、この秋には今後重点的に取り組んでいく施策について中間のとりまとめを行っていきたいと考えております。

その4つの部会のうちの1つに「安全・快適な暮らし力アップ部会」がございまして、その部会では、地域防災の向上とともにヒートアイランド対策、あるいは地球温暖化対策について話し合いが行われる予定でございます。私たち一人一人が日常生活におきましても、これまで以上に資源やエネルギーを大切にいたしまして、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直すことが不可欠であると考えております。

大阪市におきましても、「環境先進都市・大阪」の実現を目指しまして、市民あるいは事業者の方々と連携、協働いたしまして、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策などの環境保全、あるいは環境創造に取り組むとともに、まちの環境美化やごみの減量・リサイクルの促進など、さまざまな環境施策を推進しているところでございます。

とりわけ循環型社会の形成に向けまして、ごみの減量・リサイクルの取り組みにおいては、平成18年2月に改定いたしました一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、3Rの取り組みの中でも優先課題とされる発生抑制と再使用を重視した上流対策を推進しているところでございます。こうした3Rの取り組みを一層推進するために、本日は経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について、それぞれのお立場からのご意見、ご提言を賜りたいと考えております。

最近の環境をめぐる新聞報道を見ましても、環境を守る世界を目指すとか、そういう言葉では言い尽くせない、もっと重たいものがあると考えております。そういう強い覚悟を持ちながら大阪市も取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方にも今後一層のお力添えを賜りますよう切にお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈り申し上げます。

清原課長代理

次に、本日の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。本審議会委員数15名のところ、13名の委員のご出席をいただいております。本審議会規則第5条第2項に規定します半数以上の委員の出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、本審議会の会長の職に就いておられました郡島委員がご退任され、会長が不在となっております。そこで、藤田副会長に議事の進行をお願いいたします。

藤田副会長

審議に入る前に、本会の運営について、傍聴者の方々に一言お願い申し上げたいと思います。

平成7年8月9日に開催されました本審議会におきまして、1つは、個人に関する情報、これは公開できない事項を取り扱う場合には非公開であるということ、それから公開することにより審議会の公正かつ円滑な審議が妨げられ、または妨げられるおそれがある場合も非公開ということになっております。それ以外はすべて公開で行うことが決定されております。

本日の審議会につきまして、新聞社等、撮影を求めているところがあるかどうか、事務局におうかがいしたいと思います。

清原課長代理

日報アイビー様が撮影を求めていますので、許可判断をよろしくお願いいたします。

藤田副会長

これは、撮影を許可するということでよろしくお願いしたいと思います。

続いて、議事に入りたいと思います。

まず、議事(1) 会長の選出について、事務局からご説明をお願いします。

清原課長代理

本審議会の会長の職に就いておられました郡島委員がご退任されましたので、本審議会規則第2条「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」という条項に基づきまして、委員の皆様の互選によりまして会長を選出していただきたいと思っております。

藤田副会長

会長を委員の皆様の互選により決定していきたいと思います。どなたか推薦、あるいは何かご意見等ございますでしょうか。

村田委員

これまで藤田先生に副会長をお願いしていたんですけど、今度は会長ということをお願いしたいと思いますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

藤田副会長

その他、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

私が「よろしいですか」と言うのも申し訳ないですけど、皆様方のご推薦ということもありますので、私が会長をお引き受けしたいと思います。（各委員「賛成」の発言）

一応進行を事務局に戻しますので、よろしくをお願いします。

清原課長代理

藤田委員が会長に選任されましたので、会長席のほうにお移り願えますでしょうか。

（藤田委員、会長席へ移動）

清原課長代理

副会長の職に就いておられました藤田委員が会長に就任されましたので、今度は副会長が空席になります。同様に副会長につきましても、委員の皆様の互選により選出していただきたいと思います。司会進行については、藤田会長の方でよろしくお願いいたします。

藤田会長

それでは、副会長を委員の皆様方の互選で決定していきたいと思いますが、どなたかご推薦、あるいはご意見等ございましたら、ご自由にご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

小畑委員

委員の中で豊富な経験をお持ちの村田先生が適任だと思うんですけど、皆さん、どうでしょうか。

藤田会長

そのほか、ご推薦等ございますでしょうか。

私も村田委員が適任であると思いますので、村田委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（各委員「賛成」の発言）

ありがとうございました。では、副会長につきましては、村田委員を選任したいと思います。村田先生、よろしく申し上げます。

清原課長代理

では、村田委員につきましても、副会長席にお移りいただきますようお願い申し上げます。

(村田委員、副会長席へ移動)

清原課長代理

藤田新会長、村田新副会長から、一言ずつご就任のご挨拶をお願い申し上げます。

藤田会長

ただいま会長に指名されました藤田です。この審議会、いろいろと重たい審議内容、特に諮問内容につきまして、これまで高月先生、それから郡鷲先生という素晴らしい会長のもと、いろんな答申をしてきたわけです。微力ですけども、全力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。(拍手)

村田副会長

藤田先生同様に、私も全力を尽くしたいと思うので、よろしく申し上げます。ただ、委員歴というのは、先ほど言われたように一番古いかもしれませんが、その間、郡鷲先生なり高月先生のリードのもとに、微力ながら協力してきたつもりです。今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上です。(拍手)

清原課長代理

続きまして、大阪市廃棄物減量等推進審議会会長への諮問の提出を行います。藤田会長、柏木副市長、大変申し訳ありませんが、前のほうにお願いできますでしょうか。

柏木副市長

大阪市廃棄物減量等推進審議会会長藤田正憲様。大阪市長平松邦夫。

「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について(諮問)。

標題について、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第33条の2第2項に基づき、貴審議会に調査・審議を求めます。よろしくお願い申し上げます。

(副市長より会長へ諮問書手交)

清原課長代理

ありがとうございました。会長、柏木副市長、どうぞご着席をお願い申し上げます。

なお、各委員のお手元には諮問書の写しを配付させていただいておりますので、ご確認よろしくお願いたします。

委員の皆様には大変恐縮でございますが、柏木副市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(柏木副市長退席)

清原課長代理

それでは、審議に入っていただきたいと思います。藤田会長、よろしくお願いいたします。

藤田会長

まず、諮問内容の説明を受ける前に、事務局から「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況につきまして報告があると承っておりますので、ご報告願いたいと思います。

富田廃棄物処理計画担当課長

お手元の資料「第41回大阪市廃棄物減量等推進審議会（報告）」をご覧ください。1ページ目が、ごみ処理量の対前年度比較でございます。2ページ目が、大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況でございます。

まず、1ページ目の対前年度比較について、ご説明させていただきます。

平成18年度の総処理焼却量は155万3,000tでございましたが、平成19年度の処理量は147万6,000tで、約7万7,000tの減量となっております。

その内訳でございますが、棒グラフで示しております。一番下が家庭系ごみの処理焼却量、中の段が事業系ごみの処理焼却量、一番上の段が不法投棄ごみ、道路清掃ごみなどの環境系ごみの処理量を示しております。

家庭系ごみにつきましては、平成18年度は57万6,000t、平成19年度は52万1,000tの処理量となっております、約5万5,000tの減量となっております。実は平成18年10月から粗大ごみの収集を有料化しております、そのために18年度は駆け込みの申し込み、粗大ごみの収集が増えまして、若干多くなっております。それに対しまして19年度は、粗大ごみが有料化されましたために、その量が減っております。また、平成20年1月からは「中身の見えるごみ袋」、透明のごみ袋を使うように排出指定をさせていただいたために、市民の方の排出抑制、あるいは分別排出が促進されまして、それにより家庭系ごみにつきましては減量が進んだものと考えております。

事業系ごみにつきましては、95万 4,000 tから93万 6,000 tに約1万 8,000 t減量しております。この要因につきましては、平成18年9月の許可業者さんに対する搬入手数料の改定、それから本年1月からの「中身の見えるごみ袋」による排出指定などの影響によって減量したものと考えております。

環境系ごみにつきましては、不法投棄ごみ、道路清掃ごみなどの減に伴い、約4,000 tの減量となっております。

続きまして、2ページ目の「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況について、説明させていただきます。3つのグラフが並んでおりますが、一番上段がごみ処理量の総計、中段が家庭系のごみ処理量、下段が事業系のごみ処理量でございます。

一番上の濃い網かけが、平成18年度に策定いたしました「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の数字でございます。平成16年度の焼却処理実績160万 7,000 tに対し、平成22年度の目標を147万 2,000 tとし、13万 5,000 tごみ焼却量を減量するという計画でございます。薄い網かけの部分が、実際の焼却処理実績でございます。平成19年度のごみ焼却処理量は、速報値ですが147万 6,000 tとなっております。処理計画の目標達成が目前という状況となっております。

その内訳を示しているのが中段と下段のグラフですけれども、中段は家庭系ごみを示しております。濃い網かけが家庭系ごみの処理計画量、薄い網かけが家庭系ごみの処理量実績でございます。平成19年度の家庭系ごみ処理実績は52万 1,000 tとなっており、平成22年の目標である55万 tを下回った値となっております。

一方、下段の事業系ごみのグラフを見ますと、薄い網かけが処理実績でございます。平成19年度処理実績は93万 6,000 tでございます。平成22年度目標89万 8,000 tまで、なお3万 8,000 tの減量が必要という状況でございます。本年3月に本審議会から「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の答申をいただいたところであり、この答申を踏まえて施策を検討、実施し、目標達成に向け事業系ごみの減量を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度ごみ処理速報値についてのご報告とさせていただきます。

藤田会長

ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

宮川委員

事業系ごみの「中身の見えるごみ袋」化による減量という形で、平成20年1月から一応書いてあるのですが、大体どれくらい反映されているものですか。例えば1～3月で3カ月しか「中身の見えるごみ袋」を使ってないわけですけども、年間換算にしたらどれくらいで、これが平成20年度にどれくらい見込まれるのかなというのがわからないんですけど。

深津企画担当課長

私からご説明させていただきたいと思います。「中身の見えるごみ袋」の状況でございますが、1月から3月まで、18年度と比較いたしまして1万7,000tの減量でございますので、すべてではないと思いますが、かなりの部分が「中身の見えるごみ袋」の効果であろうと考えております。

ここには出しておりませんが、4月、5月まで今年度分のごみ量が出ておりまして、そちらを見ましても、普通ごみで1割程度、前年度と比較しまして落ちておりますので、今後どういう動向になるかわかりませんが、そういった形でかなり減量効果が発揮できるものと考えているところです。以上です。

藤田会長

そのほか、何かございますでしょうか。

大橋委員

18年度から19年度の市内の人口比、昼間人口を含めて減っているのか増えているのか、ざっとしたところはおわかりになりますでしょうか。

深津課長

すみません。ちょっと手元に資料がございませんが、人口等についてはそれほど大きな変化はなかった。18年度と比較してそれほど変化はなかったと認識しております。

池田委員

今の点と同じですけども、事業所当たりとか1人当たりの排出量とか、そういうものの統計は、今回でなくていいですが、また出るんでしょうか。

深津課長

今回はまだ出しておりませんが、近々出していきたく思っております。

藤田会長

そのほか、何かございませんか。

村田副会長

1 ページ、これは焼却処理の実績をあらわしていて、粗大ごみの有料化の実施による減ということなんですけど、発生量、リデュースのほうはどういうふうに影響をしているのかわかるでしょうか。焼却量と発生量との関連ですね。そのへんを教えていただきたいと思います。

深津課長

全体としてリデュースにどれだけ影響したかということについては、正確な把握はございませんが、粗大ごみだけで申し上げますと、平成17年度まで、有料化いたします前は、およそ2万tの焼却量がございました。それに対して18年度、有料化に伴います駆け込みということもございまして、3万tレベルまで1.5倍の量が出ました。私が把握しているところでは、19年度は1.4万tということで、18年度と比較しまして1.6万t、17年度の平年ベースと比較しましても0.6万t減っておりますので、焼却量＝発生抑制にもかかわったものかなと。ただ、あとの施策が発生抑制にどれだけ効果があったかというのは、まだ把握できておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

松本委員

大阪市のごみ量の推移が下降減少であるというのは、これでよくわかります。しかし、オールジャパンでも基本的には減量していこうという施策がいろいろ打たれていると思うので、できれば周辺自治体あるいはオールジャパンでの減り方との比較なども次の時にでも教えていただければ、大阪市がほかと比べて効果的にされているかどうかということがわかると思います。よろしくお願いします。

藤田会長

そのほか何かございますか。

それでは、一応報告に関しまして説明と質疑は終わりにして、先ほど諮問を受けました議事(2)「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

深津課長

今、お手元にお配りしております資料1、2、3で、今回の諮問内容にかかわります概要、大まかのイメージをつかんでいただければと思っております。

まず、資料1でございます。今回、経済的手法の活用ということで諮問させていただいたわけですが、諮問するに至りました背景、これまでの経過について簡単に

書いております。

経済的手法にかかわりましては、国の方針、方向性というのが1つございます。平成13年5月に環境省告示34号で、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が出ております。この中で、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の促進などを図るべきだという告示内容になっております。

国の関係で申し上げますと、もう1点、平成17年2月に中央環境審議会の意見具申が出されております。標題は「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理のあり方について」でございますけれども、一部読み上げますが、「一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である」と述べられておまして、特にこちらでは、一般廃棄物の有料化を図ることによりまして、ごみの排出量に応じた負担の公平化も図れますし、住民の方々、消費者の方々の意識改革にもつながるとということが述べられておまして、一般廃棄物の発生抑制等の効果的な手法として経済的インセンティブ、有料化が述べられております。

一方、私ども大阪市にかかわって、平成17年8月に当審議会で答申をいただいております。内容につきましては、「受益者負担の公平性確保などの観点から経済的手法を検討する必要がある」というもので、これを受けまして、平成18年2月に一般廃棄物処理基本計画を定めております。この処理基本計画の中で、ごみ処理の有料化、適正な処理料金の徴収といった経済的インセンティブの導入について検討を進めると申し上げておまして、これは一部進んでおりますけれども、まだ十分進んでおらない部分があるということでございます。

もう1点、局長改革マニフェストということで、ご存じの方もおられるかと思っておりますけれども、平成18年2月に市政改革の取り組みをマニフェストという形でまとめまして、平成22年度までに、一定検討を進めて局としての施策を打ち出すなり、方針を定めるなりの作業を今しております。この局長改革マニフェストの中に書いておられますのが、ごみの減量・リサイクルの推進、排出事業者負担原則、原価主義、情報公開と説明責任の観点といったことから、ごみ処理手数料体系のあり方について検討するという事を申しておまして、これについても今回の諮問内容の中で特に検討をお願いしたいと考えております。

それから、前回の諮問に対して平成20年3月にいただきました答申でございますが、

こちらのほうは事業系ごみの減量施策の検討にかかわって、やはり経済的インセンティブの導入ということが書かれておりまして、こういった観点から施策を検討して、今後、具体的に進めていかなければならないというのが、今回の諮問の背景でございます。

次に、2ページ、経済的手法の活用の目的、理念、分類なりを整理させていただいております。今回諮問させていただきますのは、ごみの減量・リサイクルのさらなる促進が目的でございます。先ほど柏木副市長からも、本市の財政状況が非常に厳しいということがございましたが、経済的手法ということですので、いろいろお考えは出てくるかと思えますけれども、基本的に財源確保の観点からの施策検討は考えておりません。あくまでもごみの減量・リサイクルのさらなる促進ということで、経済的手法の活用の検討をお願いしたいということでございます。

それから、理念でございます。今後、活用策を検討するに当たりまして前提となる基本的考え方ですが、2点に集約しております。

1点目が、排出者ないし排出事業者の責任の徹底を基本的理念に置きたい。排出事業者の責任の徹底につきましては、廃棄物処理法、それから条例等で明記されております。特に廃棄物処理法の3条では、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」ということで、明確に責任が書かれております。このへんのところをまずどう徹底していくかということが理念にないといけないのかなと考えております。

もう1点が、受益と負担の適正化ということで、簡単に申し上げますと、ごみの排出量に応じてどういう負担のあり方がいいのか、適正な負担はどのような姿なのかということが求められると考えております。適正化を図ることによりまして、ごみの排出量が多い方については負担が重くなる、逆に減量に努力された方については負担が軽くなるという観点から、公平性の確保も図れると考えておりまして、受益と負担の適正化が非常に重要な視点と考えているところでございます。

そういった目的、理念を踏まえまして、今回の経済的手法を活用した施策の大まかな分類を書かせていただいております。

まず、こういった経済的手法を活用した施策としましては、一方で奨励策というのがあるのかなと。これは、一般的に言いますと「助成」という言葉になるかと思えます。もう一方で抑制策。例えば有料化などを書いておりますけど、抑制策という側面も経済的手法にはあるかなと考えております。

奨励策につきましては、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでおられます個人、団体等に対する助成ということで、例をあげますと、これは私どももやっておりますが、資源集団回収団体への助成。それから、大阪市の施策としては今とっておりませんが、生ごみ処理機の購入に対する助成も、奨励策という側面から具体的なイメージとして浮かぶかなと考えております。

一方の抑制策でございますが、こちらは、経済的負担を課すことにより、ごみの排出者に対してごみ減量に向けた動機づけを行うという意味合いの施策と考えております。具体的な例を申し上げますと、ごみ処理手数料の見直し、家庭系ごみの有料化などもこういった施策の範疇に入ってくると考えております。

そういった大まかな分け方でございますけれども、国のほうでは「経済的インセンティブ」という言葉がかなり踊っておりますが、どちらかと言いますと抑制策の意味合い、有料化という意味合いが非常に強うございますが、今回私どもが諮問いたしております内容のご審議に当たりましては、奨励策の面もご議論いただいて、幅広くご検討いただきたいと考えているところでございます。

次に、3ページ、ごみ減量施策の体系ということで、あくまでも私ども事務局としての整理で、一般的、学術的な分類ではございませんが、大きく施策の体系をまとめてみようと考えました。家庭系と事業系に分けておりまして、手法としては制度的手法と経済的手法に大きく分けております。

制度的手法につきましては、例えば家庭系ですと、分別収集の実施が減量に向けての手法かなと。それから、20年1月から実施しております「中身の見えるごみ袋」の排出指定も、そういった意味合いかなと。環境教育ということで申し上げますと、小学校で副読本として使っております「ごみと社会」という小冊子がございまして、そういったものの作成、配付。それから、これも小学生対象でございますが、ごみ問題の啓発作文を募集いたしまして、一定表彰などをしているということ。また、一般の方々を対象にいたしました廃棄物の問題講座、出張講座と呼んでおりますけれども、こういった形で環境教育も実行しております。それと、一般的な普及啓発ということ。こういったものが家庭系における制度的手法になると考えております。

一方、事業系の制度的手法になりますと、私どもが一番大きく考えておりますのが、大規模建築物に対する減量指導及び表彰制度でございます。18年度実績で2,500件程度、大規模建築物に年1回立入指導を行っておりまして、減量指導担当者を、それから

減量指導書という形で計画等を出していただいて、積極的に取り組んでいただいているということがございます。それから、表彰制度ということで、「ごみ減量優良票」がございまして、これについては、年間 500から 600件程度の贈呈をやっておりまして、こういった形でごみ減量・リサイクルの推進を促しているところでございます。「中身の見えるごみ袋」の排出指定につきましては、事業系にもかかわってまいります。

また、搬入物検査と書いておりますが、ごみを焼却工場に持ってきまして、ピットというところに投入して、それからつかみ上げて焼却炉で燃やすんですが、ピットに投入される前にプラットホームの部分でごみを展開して、例えば焼却をするのに適さないものが入っていないかとか、場合によれば市域外のごみなんかまじっていないかということを展開検査しております。こういったこともしまして、できるだけごみを抑制する形で動いているということでございます。あと、普及啓発なんかもやっております。

この事業系の制度的手法につきましては、前回の答申にかかわる部分でございまして、答申内容を踏まえまして、現在、具体の施策について検討しているところでございます。いずれにしても、制度的手法というのが1つある。

もう一方で経済的手法があるということで、経済的手法については奨励策と抑制策。奨励策については、資源集団回収実施団体に対する支援、紙パックの拠点回収、持ってこられるとポイントを付与しまして、例えば図書券等をお渡しするという形のものでございます。それから、生ごみ処理機の購入に対する助成、レジ袋対策ということで、これは他都市の例でございまして、ポイントを付与するという形でのレジ袋対策は、奨励策という位置づけをしております。

一方、抑制策でございまして、家庭系につきましては、ごみ処理手数料の見直しということになりますと、普通ごみの有料化という議論が一方であるのかなと。それから、有料化ということで申し上げますと、粗大ごみにつきましては平成18年10月から私ども有料化を実施させていただいたところであります。もう1点、昨今よく話題に上るもので、レジ袋の有料化ということも言われております。これも抑制策での位置づけだと考えております。事業系につきましては、ごみ処理手数料の見直しということで、家庭系と同様、手数料の見直しが抑制策として非常に効果があるだろうと考えております。

なお、事業系の奨励策を空白にしておりますけれども、事業者に対する経済的手法を活用した奨励策ということで、例えば補助制度とか低利の融資といったことも考えられないわけではございませんが、他都市の例をいろいろ調べましても、ここに当てはめる

べき適当な事例がなかなかございませんで、一応空白にしております。何かこういった施策が効果的だということがございましたら、こういったところも埋めていければと考えているところでございます。こういうことで、今回諮問いたします施策の体系をまずご理解いただきたいと思います。

次に、4ページ、施策検討の方向性でございます。奨励策につきましては、他都市で行われています施策をいろいろ事例紹介させていただきまして、例えば費用対効果はどうかとか、課題はどんなものがあるかということを一一定議論いただきたい。もう1点、そういった他都市事例だけではなくて、独自施策をできれば打ち出せないかなという思いが強うございまして、他都市の先進事例を参考にいたしまして、独自施策の検討も行ってほしいと考えております。そういうことで、奨励策につきましては、一定考え方の整理をした上で、具体的な施策のメニューの提示まで行ければと考えております。

一方、抑制策ですけれども、先ほど体系のところでご説明申し上げましたように、ごみ処理手数料を一定検討してまいりたいと考えております。まず、ごみ処理手数料の現状分析から入りまして、一般廃棄物処理手数料体系のあり方の検討を中心にご審議をお願いしたいと考えております。簡単に申し上げますと、ごみの減量・リサイクルの推進が大目的でございますので、そういった観点からこういった手数料体系が一番効果的かということを中心にご議論いただければと考えております。

審議に当たりましての私どもの整理でございますけれども、家庭系ごみ（普通ごみ）有料化についてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどごみ量のところでもありましたように、本市の状況としまして、事業系ごみと比べて家庭系ごみの減量が順調に進んでいるという現実がございます。もう1点、「普通ごみの有料化については、税または手数料収入で賄うべき事業の範囲について整理する必要がある」と書いておりますが、簡単に申し上げますと、税で賄うべき事業はどういったものか、一方で手数料を財源として行う事業はどういったものがあるのかという区別を議論しないとイケないということでございます。

これにつきましては、環境省等が有料化ということで一定整理しているようではありますが、大阪市の状況で申し上げますと、ここについてはまだ議論が十分ではないと考えておりまして、今後、幅広い議論、理論的な整理をした上で、家庭系の有料化については考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。

ということで、現時点におきましては、普通ごみの有料化を実施する理由に乏しい。

ごみ減量・リサイクルの促進という観点から、普通ごみの有料化についてはまだ時期尚早なのではないかと我々考えておりました、今後のごみ減量の進捗状況を踏まえまして、国の動向、他都市の状況、市民意識や市民生活への影響を勘案いたしまして、家庭系ごみの有料化につきましては引き続き慎重に検討するという事で、今回の諮問内容からは除かせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと考えております。以上、総論ということでご説明申し上げます。

次に、具体的中身でございますが、資料2をご覧くださいと思います。奨励策として他都市でも一般的に行われております施策につきまして、本市と比較しているのが資料2でございます。

1ページめくっていただきますと、最初に、資源集団回収団体への支援ということで書いております。2ページに、私どもが作成しておりますパンフレットの写しを付けております。ご家庭から出ます新聞、雑誌、ダンボール、古布といった資源を、町会、自治会、子ども会等々でボランティアで回収していただいて、資源の回収業者に引き渡すというのが集団回収の基本的なパターンでございます。

他都市を見ていただきますと、対象品目の違いもございますが、いろんな形でやられております。特に今回は経済的手法ということですので、その支援内容でございますけれども、集団回収で集められた量に対して一定の金額をお払いして促進するという事をやっております。上から見ていただきますと、2円、5円、6円というような数字もございます。大阪市は、kg当たり1.5円相当の奨励品又は奨励金と団体に対する事務費ということで、定額年間5,000円という形でお渡ししているのが現状でございます。

ちなみに、ここには書いておりませんが、資源集団回収の実績ですけれども、大阪市の団体数については19年で2,002団体まで来ております。回収量は3万5,000tです。平成11年から資源集団回収に対する支援制度を開始しておりまして、15年にはごみゼロリーダーを創設いたしまして、てこ入れをしております。それと、18年に資源集団回収団体に対する支援の拡充ということで、もともとkg当たり0.5円でしたが、18年4月に1.5円まで上げたということでございます。ただし、奨励金は年間10t以上回収する団体という条件はついておりますが、こういった形で支援策を拡充してきておりまして、団体数も増えておりますし、収集量も徐々に増えているということでございます。

他都市の状況を見ますと、例えばお隣の神戸は2,027団体ございまして、年間5万

8,000 t を集団回収で集めておられると聞いております。福岡市は 1,834 団体で、団体数は我々より少のうございますが、集めておられる量は年間で 4 万 1,000 t と出ております。我々とよく比較されます名古屋市の場合は、2,878 団体ございまして、年間 11 万 8,000 t を集団回収で集めておられるというデータがございます。横浜市につきましては、団体数が 3,775 団体で 17 万 5,000 t、紙ごみを中心に集めておられるということでございます。

ただ、名古屋、横浜につきましては、あまりにも世帯数、人口の割に量が多うございますので、我々としてももうちょっと調べた上で検討しないといけませんけれども、神戸、福岡と比べましても回収量が少ない。これがどういう理由によるものかという分析の 1 つとして、やはり支援制度の金額が若干低いのではないかという認識を我々は持っているところでございます。ちなみに、東京都の 23 区も調べましたが、大体 6 円というところが多かったということでございます。

いずれにいたしましても、資源集団回収団体につきましては、我々、過去から紙ごみの収集については、これを中心に施策を展開してきておりまして、今後、さらに紙ごみ等を中心とした集団回収を活性化するためにどういう施策を打ったらいいのかをご議論いただければと考えております。

次のページ、他都市でポピュラーな施策の 2 つ目としまして、生ごみ処理機購入への助成がございます。ほとんどの都市で実施されている状況でございますが、大阪市についてはないということでございます。これにつきましては、我々、実は平成 12 年に 1 年間かけて大阪市独自のモニター調査をしております。この際に出てきました意見が、生ごみ処理機は手間がかかるということ、臭いが気になるということ、それからできました堆肥を使用し切れないということで、入れるのはいいですが出口に困るという声が多数ございまして、大阪市のように市街化が進んでおり、マンションの数が多い状況では、堆肥利用の出口には限界があるのではないかということ。一方で、処理機が電動になりますと、エネルギーコストとか二酸化炭素の排出で一定環境に与える負荷についても考慮する必要があるという意見もございまして、今現在、制度としては持っておらず、引き続き検討している状況でございます。他都市は、大体 2 分の 1、電動生ごみ処理機で 2 万円程度が上限、生ごみコンポストは、同じく 2 分の 1 で大体 2,000 円、3,000 円というレベルのものが多いのかなと考えております。

4 ページは、生ごみ処理機の購入助成につきまして、簡単に流れを書いております。

これは参考までにご覧いただきまして、右のほうには電気式の生ごみ処理機の参考例を載せております。最近、この分野でも非常に技術革新が進んでおり、価格も今現在では2万4,000円ぐらいからございまして、4万円から5万円ぐらいのものが売れ筋だと聞いております。しかも、処理方式も、従来のものから乾燥的、バイオ式、ハイブリッド式とさまざまな処理方式が出てきておりまして、臭いについてもかなり改善されておりますし、処理時間もかなり短縮されてきていると聞いております。コンポストにつきましては、大体4,200円ぐらいからいろいろあると聞いております。

費用対効果等々の検証は必要でございますが、大阪市としてもこういった施策をとっていけばどうかなあと考えているところで、これについても一定ご審議いただきたいと考えております。

次のページでございますが、もう1点、奨励策の具体的なイメージとしてレジ袋削減の取り組みがございます。これにつきましては、あくまでも事業者が自主的に取り組まれるのに対して、行政は協定を結んで間接的に支援をするというスタイルが一般的でございます。実施方法として、いろんな形の協定がございますが、二者、三者、四者という形で協定を結んで、事業者の方々が、例えば「レジ袋を有料にします」とか、「ポイント制を設けて経済的インセンティブを与えます」というようなことをやっておられるということでございます。

参考に、有料化はまだ数が少のうございまして、右のほうに有料化の実施状況ということで、事業者数なり店舗数を各市町村からヒアリングした内容で書かせていただいております。大阪市内でも事業者自ら、例えばポイント制といったことで取り組んでおられる例はございますが、行政が関与した協定という形が今のところ制度としてありませんので、この表からはそういう意味で除かせていただいております。

非常に有名なものとして、名古屋市さんは「エコクーびょん」という制度を持っておられまして、例えばレジ袋を窓口で断るなど、環境に優しい行動をとられた場合、シールを配付されます。そのシールを集めまして買物券として利用できるという市内共通の還元制度を持っております。こういった形で事業者さんと連携して、レジ袋削減の取り組みが指定都市でも進んでいるということでございます。

6ページを見ていただきますと、レジ袋削減協定の具体例ということで、神戸屋市の場合を書いております。これは見ていただければいいと思いますが、大阪市としてレジ袋削減は何もしておらないというわけではございませんで、市民に向けた取り組みとい

うことで書いております。1つは、ごみ減量アクションプランを策定いたしまして呼びかけを行っているということと、一番我々が力を入れておりますのは、大阪市の廃棄物減量等推進員、愛称を「ごみゼロリーダー」と申しますが、約4,000名の方々がおられます。この方々にマイバッグを配布いたしまして、地域での啓発活動に努めていただいております。こういった形で大阪はレジ袋削減の取り組みをしているということでございます。

ちなみに、事業者の取り組みということで書いてありますが、日本チェーンストア協会さんは、2010年度までに会員企業平均のレジ袋辞退率30%を目標に、各店舗で独自の取り組みをされております。大阪市も、チェーンストア協会の関西支部さんに対しまして、レジ袋削減に向けた取り組みを推進されるように協力を依頼している状況でございます。簡単な例でございますが、こういった形の奨励策を柱に、先ほど申し上げましたように何か独自の施策も同時に展開できないかと考えているところでございます。以上でございます。

引き続きまして、資料3のご説明をさせていただきます。

松本収集輸送効率化担当課長

一部、資料1と重複する部分がございますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

まず、資料3の1ページをご覧いただきたいと思っております。ごみ処理手数料を取り巻く状況であります。本市条例に定めております一般廃棄物処理手数料につきましては、平成4年度に改定して以降、現在に至るまで改定は行っておりません。

この間、国におきましては、循環型社会の形成を目指しまして、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されております。また、13年4月には「資源の有効な利用促進に関する法律」が施行され、相前後いたしまして「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等々の各種リサイクル法も整備されてきております。さらに、平成17年5月には、環境省から、排出抑制、再利用の推進等を進めるため、事業系を含みます一般廃棄物全般の処理の有料化を推進するために市町村の役割として位置づけられた方針が示されるなど、廃棄物処理を取り巻く社会状況も大きく変化してきております。

本市の状況といたしましては、平成17年8月に大阪市廃棄物減量等推進審議会からいただいた答申におきまして、減量促進及び受益者負担の公平性等の観点から、経済的手法の必要性が述べられますとともに、事業系ごみにつきましては、排出事業者負担原則

の観点から、原価主義に基づきます適正な費用負担を求められております。さらに、市政改革に伴う当局の事業分析におきましても、組織及び経営形態の見直しによりコストの削減とともに、受益と負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料の見直しを図ることが必要であると指摘されておきまして、家庭系ごみの有料化とあわせまして、詳しい検討と合意形成を図っていくことが求められております。

こうした状況を受けまして、環境局局長改革マニフェストにおきましても、ごみの減量・リサイクルの推進、排出事業者負担の原則の確保、原価主義、市民への説明責任を視点に、ごみ処理手数料体系全体のあり方とともに、ごみ処理手数料の改定を検討することにいたしております。この部分につきましては、先ほど資料1の中でもご説明をさせていただいており、重複する部分になろうかと思っております。また、今回の手数料改定の検討に当たりましては、現行手数料が改定後15年を経過し、物価変動等により単なる金額改定ということではなく、あくまでもごみの減量・リサイクルを推進するために、負担のあり方を含めた手数料体系全般の検討が必要であると考えております。

次に、2ページですが、ここではごみ処理手数料の現状をご説明させていただきます。本市のごみ処理手数料につきましては、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の第30条で一般廃棄物処理手数料を定めておきまして、第33条で告示産業廃棄物の処分手数料を定めておきまして、なお、一般廃棄物処理手数料のうち、粗大ごみの処理手数料につきましては、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」第12条に詳細を規定しておきまして、表のような状況になっておきまして、200円～1,000円が現在の粗大ごみ手数料になります。

ここで、ごみ処理手数料に含む処理・処分の範囲につきましては、若干ご説明を申し上げます。処理につきましては、2ページの一番下の欄ですが、収集・運搬、焼却、埋立までが処理となっております。処分につきましては、中間処理としての焼却から最終処理の埋立までを含む金額ということで、手数料の設定を行っております。

また、本市のごみ処理手数料の特徴といたしましては、粗大ごみを除きまして、家庭から出されるものと事業に伴って出されるものの区分がないこと、処理手数料について、毎日収集及び定日収集で1日平均排出量が10kg以上の場合には有料、10kg未満の場合は無料となっております。また、処分手数料そのものが他都市に比べて低くなっていることがあげられると思っております。

次に、3ページでは、大阪市のごみ処理手数料の推移をご説明させていただきます。

これまでのごみ処理手数料の推移ですが、現行のごみ処理手数料は、平成13年12月に
出されました大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申で、一般廃棄物収集運搬許可業者の
搬入料金、これは大阪市規則で定めておりますけれども、この減額率の解消に向けた取
り組みが求められたことを受けまして、事業系の9割強のごみを収集いたします許可業
者に対する段階的な減額措置の廃止、結果的には二度の搬入料金の値上げということに
なりますが、これを除きましては平成4年4月以降改定をいたしておらず、現在に至っ
ております。

なお、参考になりますけれども、平成4年の前回の改定時におきましては、処理コス
トをすべて手数料に反映させますと、改定前と改定後の手数料に倍以上の変動が生じま
すことから、諸般の事情を考慮いたしまして、激変緩和ということで、定日収集が180
円（以前は120円）、それから毎日収集が240円（以前は160円）といった形で改定を
してきたのが現状になっております。なお、粗大ごみにつきましては、平成18年10月か
ら有料化して、1個につき200円、400円、700円、1,000円の4種類ということで手
数をいただいております。

続きまして、4ページ、5ページですが、手数料体系の検討に当たって考慮すべき要
因ということで2点をあげさせていただきます。

1点目といたしましては、本市手数料の特徴でもあげましたけれども、他都市に比べ
処分手数料が低いことをございます。4ページの表をご覧ください。おわかりいた
だけると思いますが、その結果、事業系ごみの減量・リサイクルに対する経済的インセン
ティブが働きにくいという状況が推測されております。平均が118円、大阪市の現在の
手数料は58円で、浜松に次いで後ろから2番目という状況になっております。手数料が
非常に低いことがわかっていただけかと思えます。

2点目といたしまして、特に資料はお示ししておりませんが、本市の特徴といたしま
して、他都市に比べて事業系ごみの割合が非常に高いことがあげられます。5ページの
資料をご覧ください。本市ごみ処理量の6割を超えます事業系ごみに対
しまして、大阪市廃棄物処理基本計画の進捗状況におきまして、事業系ごみは家庭系
ごみと比較して減量が進んでいない状況にありまして、減量対策の重要性が高いと考え
られます。

事業系ごみの減量施策の検討につきましては、「大阪市における事業系ごみ減量施策
のあり方」につきまして、本年3月、大阪市廃棄物減量等推進審議会から答申を受けた

ところでございまして、答申におきましては、「排出事業者自らの処理責任に基づく排出事業者責任の徹底及び排出事業者自らのごみの減量・リサイクルの取り組みを前提として進めるべき」との基本的な考え方に立ちまして、ごみ減量施策の1つとして経済的インセンティブの導入についても提言をいただいているところでございます。

雑ぱくでありますけれども、資料3についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

藤田会長

資料1、2、3の説明をいただきました。それでは、ご意見、ご質問等を受けたいと思います。

小川委員

何年か前からここへ出ておるんですけど、ごみを減量しようというのは、いつもそういう話が出てきて、そのためにこういう審議会があるんだと思います。ただ、何のために削減するのか、このへんを目的として明確にする必要があると思うんです。

例えば名古屋とか横浜は、ごみの処分場がないとか処理設備がないということで大騒ぎしたあげく、厳しい施策を出して非常に削減されてきたというのは、皆さん方、よくご存じだと思うんです。それに比べて、大阪市の場合どうなんでしょうかと言うと、大阪市はそれだけ処理能力がないのかと言うと、ありますよね。だから、市民に訴える中で、手数料を上げます、何々をしてください、いろんな行為をやってくださいというお願いをすることそのものが、大阪市にとってどういうことになっているのか。別に今何も困っていないのだから、そのままでもええやないかと。人口はだんだん減っていくわけだから、別にごみが増えるわけじゃないだろう。なぜそんなに皆に強要して下げなきゃいけないのか。それは明確にする必要があるような気がしますけどね。そこが1つです。

国がいろんなことを打ち出しているんですけど、それも、処分場所とか設備がないので廃棄物を削減しようという前提の中で、国の施策として各都道府県に対して要求をしていると思うんです。大阪市は本当にそうなのかというのは、何か変な感じがするんですよ。前にもお話ししたんですが、例えば1割削減したら処理設備は1割削減するとか、人員も1割削減するとか、財政が非常に圧迫されているので、これだけ削減しないことには困りますとか、何かそういうものがほしいなと思うんです。設備は削減したとしても、空き地を今度はどうするとか、リサイクル施設にするとか、何か目的意識を明

確に打ち出してこういうものを進めないと、おそらく絵に描いただけで、何となく流れてしまうものになりかねないような気がするんですけどね。そのへんのところをちょっとお聞きしたいなと思います。

藤田会長

ありがとうございました。非常に基本的なところですよ。

原田委員

それに関して、どなたか委員がおっしゃったから事務局が答えるのではなくて、この議論については、今、行いますか。大阪市の一般廃棄物処理基本計画のところでは私たち委員がずっと検討してきたのは、処理場がないとかそういう議論ではなかったはずで、ごみ減量を今からの環境配慮型社会、循環型社会形成に向けて行っていくんだということを確認してこのような答申を出したように思うので、ちょっとそのところを議長さんに整理していただきたいなと思います。

藤田会長

原田委員が言われたとおりで、実際にいくつかの答申を出された中で、特にイントロダクションのところできちっと書いていたように私は記憶しておりますけれども、やはり循環型社会とか地球温暖化の問題とかが一番大きなところであり、確かに焼却炉が削減されてくるにつれて、大阪市としても財政的にプラスの側に動いていくという波及的なところもある。前回、前々回の会長も言われていたように、3Rのうちでも特に一番初めのリデュースをどうするのかということに強調されてきたのは、まさにそのところに入っているのではないかと思います。そのへんのところを再度確認するのか。小川委員、いかがでしょうか。そういうことで我々としてはここに臨んでいるんだと。原田委員はまさにそういうご意見だと思うんですが、いかがですか。

小川委員

そのへんの流れがあるのは重々承知しているんですけど、今回、「経済的手法を活用した」ということで、特に経済的にいろんなことをやろうということだったら、お金のことはやっぱり明確にしておく必要があるような気がします。ただ単にリサイクルをしよう。それはそれでいいとは思いますが、その根本的な部分をしとかないと、市民に「こういう方向性でやりましょう」という時に非常に弱いような気がするんですけどね。

藤田会長

事務局のほうで、もし何かお答えできるようなことがあれば、

深津課長

概ね会長からお答えいただいたんですけれども、私どもとしましては、昨今の情勢を受けまして、地球温暖化対策、低炭素社会という概念も出てきておりますが、そういったものに向けて本格的に舵を切っていくとけないという情勢がございます。その中で、この廃棄物減量等推進審議会で議論いただくパートとしましては、やはりごみ減量を進めていくことがそういうことにつながるのではないかと基本的に考えております。

それから、いろいろな手法は今までも確かに議論されてきているんですけれども、経済的手法ということになりますと、各方面、いろいろご意見等があると思っております。今までこれについてそれほど深く議論したことがなかったという認識もある中で、今回、改めてこういう形で諮問させていただいて、皆さんに議論を十分にいただいて、私たちとしても経済的手法を活用した施策の展開を本格的に図っていきたくと考えておりますので、今回お願いしているということでございます。

藤田会長

先ほどから、特に資料1、資料3でもそうですけれども、この審議会の流れの中でも、経済的な手法は常に検討し、具体的な話までは行ってないけれども、今回の審議会では具体的なところに踏み込んでいこうということが1点。もう1つは、事務局でもご説明がありましたように、特に減量の効果があまり見えていない事業系のほうに踏み込んでいきたい。したがって、後先という意味では先に事業系、当然ながら次の家庭系に関しても経済的な手法を導入しないということではないというご説明だったと思えますし、それはずっとこれまで審議会で話をしてきた流れにも沿っていると思えます。ただ、そうは言いますが、今回、まだ1回目ですけれども、まさにドンとこの話が出てきたので、やはり正面から議論を進めていく必要があると思っております。

池田委員

新参加の特権で、今までの流れはあまりわかっておりませんので、逆に言いやすいということですが、先ほどお話があったように、目標をはっきりさせることは特に市民に対しては非常に大事で、その中で地球温暖化の問題、この前はサミットもありましたし、それを廃棄物においても中心に据えるということは非常に大事で

はなかりかと思えます。

今日、来る前に、地球温暖化対策と廃棄物減量化の関連性について、もう少しうまく関連づけていく必要があるんじゃないかなと思いつつ、この場に来ておりました。と言うのは、東京都は、ご存じのとおり条例を改正して地球温暖化の対策をどんどん進める中で、中小企業等々が省エネをしていく、それから排出権取引に中小企業やビルも参加していく制度を新たにつくっている。大阪市とか大阪府レベルになるのかもしれませんが、今後、企業も巻き込んだ形での温暖化対策、それはどちらかと言うとどう省エネをしていくかにつながっていくんだと思うんですけども、それとごみの減量化をどう関連させていくのか。省エネをして、しかもごみを減らすと、大阪で言うと「儲かる」。エネルギーもごみも減らすと儲かるし、社会的にも評価をされる。そういう実益が見える。それがばらばらじゃなくて、より関連するような形で制度づくりをしていくことが大事なのではなかりかと思えます。

原田委員

今回、経済的手法ということで、家庭ごみの有料化はちょっと置いてということになりますと、手数料のことがかなりかかわってきます。前回まで処理業者の団体の方が専門委員として来られていたんですが、今回の15人の顔ぶれを見ますと、専門委員さんがいらっしやらないのですが、それは欠席なのか、あるいはあえてそういう委員の出席を求められなかったのか、ちょっと気になる場所ですので、ご説明いただけたらと思えます。

深津課長

原田委員からのご質問ですが、私どもが今回この諮問の中で考えておりますのは、排出者ないし排出事業者に対していかにごみ減量のインセンティブを与えるかに焦点を置いて検討したいということでございまして、確かに収集運搬業者の方々、それから再生資源業者の方々、いろいろいらっしやるんですけども、そういった方々は、具体的に減量をするほうではなくて、出てきたごみを運搬して処理されることを業とされている方々ですので、そういった方々の世界は今回はとりあえず置いておいて、本当にごみを出す方々にいかにしてごみを抑える動機を与えるかという観点で経済的手法を検討していただきたいと考えております。そういうことで、今回、そういった方々にはご遠慮いただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

小畑委員

減量の目的というのは、1つは3R社会、これからどんどん循環型社会に行くということは当然だと思うんですけど、それ以外にちょっと気になる点は、関西は非常にごみのリサイクルが遅れていると言われる。その原因は何かと言われると、ご承知のように大阪湾にフェニックスという非常に大きな最終処分場があるために、関西の場合、そこへ持っていったらいいということでリサイクルが遅れているとよく聞くんですけど、実際、フェニックスについて^{そくぶん}灰燼をしますと、あれはもともと港湾サイドとごみサイドと両方の共有の法律で、護岸は港湾サイドがつくって、そこへごみを埋めさせてもらっているということで、関西の場合、非常にごみ処理手数料が安いと聞いているんです。

それで、できた土地は港湾サイドに帰属するというシフトで成り立っているんですけど、どうも土地神話が崩れて、聞くところによると、今回1,500億ぐらいの赤字になるということで、場合によったら市町村の人口割で処理費用を負担してもらわんとどうしようもないというようなことも聞きます。我々、そういうことを考えずに、非常に大きなごみ処理場があったので、名古屋の^{ふじまえひがた}藤前干潟のような問題もなしにずっとうまく来たんですけど、どうも昔とは違うような風向きを聞きますので、そのへんの状況も詳しく教えてもらって、関西における最終処分場がどのような状況になっているのかを明らかにしてほしいなと思います。

原田委員

私が認識不足だったら教えてほしいのですが、手数料を上げたとしますね。それが持ち込みの部分は反映されるかと思うんですけども、許可業者さんが間に噛んでいる時に、許可業者さんが排出事業者さんからいただくお金を上げないと反映されないのではないかと考えていて、反映させるために、例えば一律排出者がいくら負担すべきであるというところまで踏み込んで考えるという審議をしていいのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

深津課長

それは、処理手数料の中でどういう形で実際の徴収をするかという方法の問題がございいます。今までは許可業者さんに集めていただいて、許可業者さんから処理手数料を我々はいただくというシステムになっておりますけど、排出者の方に直接インセンティブを与えるという意味では、神戸とか広島でやられております有料指定袋みたいな形に

なりますと、排出事業者さんがその袋をご購入なさった時に負担いただく形になりますので、そういった形であれば、排出者の方々に直接インセンティブを与えてごみ減量に向かっていただける。これは1つの例でございますけれども、そういったことも含めて処理手数料の体系そのものを一度ご議論いただいたらと考えております。

松本委員

今回、諮問の方向性の中に奨励策、抑制策ということで一応バランスはとられているんですけども、経済的手法の活用と聞くと、どうしても抑制策のイメージの方が強いんです。目的とか理念において、ぜひとも大阪市の活性を落とさない歯止めをその中に入れておいていただいたほうがいいのではないかと。一生懸命減らした、でも事業者が抜けてきたから減ったんだということにならないようにしていただいたほうがいいのではないかと考えています。

この手数料の見直しの中で、家庭用はちょっと横に置いてほかの部分だけをという時に、我々、本当にそこまで知見とかがあるかどうかは非常に疑問なんですけれども、もしそういう話をするのであれば、やはり税による収入で処理する部分と課徴金的な手数料による部分とどういう負担割合になるべきかという基本的な所も考える必要がある。手数料だけを切り離して議論するのは困難ではないかと疑問に思いながら聞いていた次第でございます。

竹内委員

私の職場があります神戸市では、昨年の4月から有料指定袋制度が導入されまして、本当にできるのかなと考えていたんですが、確かに4月前後は排出する側としてもいろいろと混乱はあったみたいですが、何とか実現して今に至っています。減量に向けた取り組みが進んだというのももちろんですが、料金体系が明瞭になったという側面もあって、その点でもすごくいい制度なのではないかと私は思っています。それが1点です。

あと2点ほど申し上げたいのですが、1つは、経済的手段といった時に、奨励策と有料化みたいな手法があるということでまとめられていて、確かにそのとおりですけども、やはりごみ減量について言いますと、抑制策のほうが有効かなと。例えばレジ袋の有料化にしても、「1回断ったらポイントをあげますよ」というのがあったとしますね。そのポイントが20個集まったら100円もらえるとします。1回断ったごとに5円もらえるという制度ですけども、それとまったく同じことを、例えば有料化で1袋5円とや

った場合に、どちらのほうがみんな参加するかと言うと、やっぱり5円有料とされたほうが断る人が多くなるわけなんですね。なので、同じ5円といっても、奨励でやるか抑制でやるかによって受け取り方が変わってきて、ごみの減量への影響についても変わってくるということが言えると思います。

もう1点申し上げたいことは、私は経済学者ですので、こういった経済的手段の導入はぜひ進めていただきたいなあと思っているんですけども、今回の経済的手法の活用目的のところ、財源確保が目的ではなくて、ごみ減量・リサイクルのさらなる促進が目的なのだということを最初に打ち出されていて、これは経済的手法の活用目的が明らかになっていて、インセンティブという側面をととても重視されていると理解したんですが、それともう1つ、資料3であげられていた原価主義というところが少しずれてくる側面があるのではないかなあと思ったんですね。

と言うのは、原価主義を打ち出していくと、ごみ処理を有料化して抑制されて、収集運搬や処理に費用がかからなくなったんだったら、それだけ減税すべきだというふうな話が出てくるかもしれませんし、そもそも、例えば平成22年度に89.8万tという目標があるのであれば、それを達成するために有料化はこれぐらいの水準であるべきだという議論もたぶんできると思うんですね。そのあたりで原価主義をどれぐらい目標の中に入れていくのか。手数料を有料化する時の水準の根拠として求めていくのか、それともあくまでも減量目標が先にあって、それを達成するために有料化の導入やその基準を考えていくのかというのを、もう少し具体的に検討していったほうがいいのではないかと思います。

大橋委員

レジ袋削減の件ですけども、私は生協の理事をしておりまして、その生協では、4月1日から全店でレジ袋の有料化を進めました。枚方とか四條畷は、かなりマイバッグの持参率が高く、90%ぐらいいっています。市内の店を一番危惧したんですけど、それでも84%ぐらいで、突然お弁当とかを買いに来られた方が「なんで袋もくれへんの」みたいなトラブルがあるのではないかと予想はしたんですけど、そういうトラブルも1件もなく、レジ袋の話題がいろんなところで報道されている状況になりましたので、事業者がレジ袋有料化に踏み切っても受け入れられる時になったのかなと思っています。

市が協定を結んでいただくという件では、コープ神戸は神戸市が一番先に協定を結んでくれましたので、あとの兵庫県下の各市はその流れで次々と協定が楽に結べたと聞い

ています。協定を結んだからお互いにどんなメリットがあったかというのは、まだこれからの課題だとは思いますが、大阪市もぜひそういう制度を進めていただけたらなど、個人的な意見になりますが、思っております。

家庭ごみの有料化は今回除くとなっておりますが、家庭ごみの有料化に踏み切っている市がいくつかありますよね。例えば岸和田なんか一部有料化をされて、市の人たちと懇談を持った時に、「岸和田はだんじり祭のつながりがあるから、そういう制度はすぐに一致団結して取り組めるねん」と。これは大阪市には役に立たないなあと思ったりもしましたし、有料化に踏み切られた市でも、それぞれごみの減量化が非常にできたところとできていないところが見受けられて、この違いは、やはり市民の意識改革とともにそれを推進されたかどうかというところで、減量化の成果が出ている・出ていないとなっていると思います。今回、有料ということはなくても、その意識改革はしていく必要があるのではないかと思います。

山際委員

今言われた話はちょっと先を取られた形になりますけど、先ほど竹内委員がおっしゃったとおり、最も効果的な手段が有料化であることは、恐らく論をまたないと思われま。ただ、いきなり有料化をしているのかどうか。そこまでの間に実はステップがある。他の都市についてもそうだと思いますけれども、様々な施策に取り組みられた結果の有料化というステップを踏まれていると思います。個人的な意見ではございますが、奨励策と抑制策というのは必ずしも並列しているものではないという気はいたします。今言われたとおり、意識改革というのがあって、そこから有料化という話につながっていくのだらうと思われま。

レジ袋の有料化につきましても、実際に実施された店舗では、8割、9割という削減効果を上げておられるのは間違いなしの話だと聞いておりますけれども、すべての店舗で実施して本当に8割、9割というのは検証されていない部分もあるということと、甚だ失礼な言い方ですが、生活協同組合に参加されている会員の方の廃棄物削減の意識レベルが高いのは間違いなしと思われま。例えば我々百貨店協会とかチェーンストア協会さんの普通のお客様がまったく同じようなりアクションをされるかと言うと、必ずしもされない部分は恐らくあるのではないかと気はいたします。これは、もちろんレジ袋の有料化を否定しているのではなく、そこまで至るステップの中で、取り組みがなされるべきだらうと考えております。

また、この分類の仕方として、奨励策、抑制策という持っていき方がいいのかどうかということ、私もこの審議会の途中から参加させてもらっていますので、前半の議論をよく把握できていないですけれども、前回の審議会の最後のほうでは、事業者の中でも10kg未満の中小の事業者の責任という話がかなり議論されたと思いますが、今回についてはその話がちょっと棚上げになっていて、前回の議論を踏まえられていないような感じが若干いたします。当然、そこは整理されている話だとは思いますが、ちょっと話がまたもとに戻っているのではないかという感じはいたしました。

深津課長

今、10kg未満の関係のお話がありましたけれども、手数料体系のあり方ということになりますと、要はゼロから手数料を取るべきなのかどうかという議論も当然必要でございますので、10kg満の関係についても議論していただいて、整理を図っていききたいと考えております。

村田副会長

資料1の5ページに今後の方向性というのがあって、先ほどから話題になっていますけれども、いわゆる家庭系ごみの有料化について、この文章を読んでみて思い出したのは環境基本法22条2項の文章なんですね。マイナスのインセンティブについて、今後なんとかということですね。どうも読みづらい文章です。昔から我が国では、外国と違まして、プラスのインセンティブについては非常に優しいんですね。経済界も受け入れている。マイナスのインセンティブは、いまだに全体として反対の方向であるということが明記されているんですね。

環境省でそれに対していろんな議論をされているようなんですけど、有料化についてはほとんどネタがないみたいな感じで、奨励策のほうはいろんなメニュー、あれもできるよ、これもできるよと。この審議会あるいは事務局も、どっちかと言うと奨励策のほうに流してしまおうかなあというイメージに私はとれてしょうがないのですけれども、先ほどもコープさんとチェーンストアあるいは百貨店とは違うという話ですけど、やはりベースとして有料化のほうを先に議論して、奨励策は聞いたらだれでも喜ぶような話なので、議論は後回しにしてもいいんじゃないか。後先逆転させたほうがいいと思います。

宮川委員

排出事業者側から言いますと、やっぱり事業系廃棄物の指定袋制というのが、確実に

排出するコストが見えるということでウェルカムかなと。ただ、神戸市なんかはいきなり来ましたので、いけるかなというのは1つあるんですけども、私どもも神戸にいっぱい店舗があるんですけど、分別という意識づけが非常に高まるということでは効果があると思います。分別することによって、焼却するごみを減らす。ダンボールとかダンボールの小箱とかはすべてリサイクルに回す。ということは、事業系の袋を使えば使うほどコストが上がる。逆に、リサイクルできるものを抜けば抜くほどコストが落ちるといふ図式になっておりますので、これは大阪市内でもいけるかなと。

あと、一般家庭のごみ袋の有料化という点におきましても、同じようなことがおそらく出てくると思います。ただ、我々事業者としては、京都市なんかは一般家庭ごみも指定袋制で有料化になっているんですけど、ペットボトルとか資源ごみも有料化してしまったら、リサイクルという名目のもとに店舗に持ってくるという現象が起きています。ある都市は、資源ごみの袋は無料ですが、燃やすごみは有料。そういう相中取りの方法もいかなという感じはいたします。以上です。

小畑委員

資料1の4ページ、抑制策として有料化が書かれているんですが、大阪市と同じような政令指定都市の最近の例で見てみますと、京都市さんが一昨年の10月から有料化されて、大体16%ぐらいごみが減ったと聞いているんですけど、横浜市が同じような時期に有料化せずに分別収集を徹底して、36%ごみを減量したと聞いているんです。したがって、我々から見ると、有料化した京都市が16%で、有料化せずに分別を徹底した横浜が36%と言われますと、実際はどういう状況になっているのかなと疑問な点がありますので、最近の政令指定都市は有料化なり分別収集を徹底されていますので、このへんのデータをきちっと一回精査していただきたいなと思います。

吉田委員

こういう席に出てきましてびっくりしているんですけども、素朴な意見なんですが、ちょうどデパートとスーパーの方がいらしていますのでお聞きします。私たち、生活の中で買物に行きまして、もちろんレジ袋もですが、パッケージが過剰にされている商品が多いように思います。それをスーパーの方に言いましたら、昔の市場式ならいいんだけど、今は丁寧に包むと。生協さんの場合は、そのへんはきちとなされているのか、ちょっとよくわかりませんが、必要以上に包み込まれている。あのへんのところをもう少し考えていただけたらいいんじゃないかなと。本当に最低な質問で申し訳あり

ません。

藤田会長

ありがとうございました。大事な意見だと思います。

時間もかなり経っておりますので、今回の審議会をまとめるということではなく、次に向かったのステップに入っていきたいと思っております。たぶん大橋委員、山際委員も同じことを言われていると思いますけど、ある意味で大阪市でドラスティックな施策をとっていかうとする場合には、市民に対してどういうふうに広報していくのか、そのところが非常に重要である。これは、1つ考えておかなければならない問題であろうと思います。小川委員もまさに同じようなことを言われているんですね。結局、目的をはっきりして市民に説明していくんだということだと思います。

もう1点、奨励と抑制という言葉で書かれていますけれども、これは言葉の問題でもあると思うんですけれども、どういう順番でやっていくのか。あるいは両方出したほうがいいのか。そのへんのところも今後詰めていかなければならないと思います。

いろんなご意見が出ましたけれども、1つは、先行した特に政令指定都市。横浜は、大阪市と人口的にはあまり変わらない。ただ、この審議会でもいろいろな資料を出していただきまして、実は事業系と家庭系の比率も違うとか、いろいろなことを我々理解しているつもりなんですけれども、そういうことももう一度復習しながら前に進んでいくということも大事ではないかなと思っております。

本日、大阪市から諮問を受けたところですので、次回以後、本格的な審議ということになろうかと思いますが、今後のスケジュールにつきまして事務局からご説明願えればと思います。

深津課長

貴重なご意見ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますけれども、今回の諮問内容は経済的手法を活用した施策ということで、幅広い観点からご議論いただきたいと思っております。1つの目標としましては、平成21年度内、来年度内いっばいを目途に答申をいただけたらと考えております。

ただ、ごみ処理手数料のあり方につきましては、平成22年度を期限としております局長改革マニフェストの課題に上げている関係もございまして、こちらの議論について早急に見解を取りまとめる必要がございます。できましたら手数料の関係につきまして

は、来年の夏ごろまでには一定、中間答申という形でも結構ですので、何らかの形で答申をいただきたいと考えている次第でございます。よろしくお願いいたします。

藤田会長

わかりました。事務局の1つのスケジュールとして、平成21年の夏ごろまでにあらかたまとめしていくことをお願いしたいということでございます。それは非常に重要なことで、延々と議論をしていますが、なかなかちが明かないことですので、私からのご提案ですけれども、今後、経済的手法を活用したごみの減量施策などにつきまして審議をしていくわけですけれども、ごみ処理手数料のあり方につきましては、特に急ぐということが1点と、もう1つは専門的な知識が必要であるということから、専門的な知識をお持ちの方に、客観的あるいは学術的、もちろん生活の側からの検討も必要ですが、そういう見地からご審議をいただくことが効率的ではないかと思えます。

実は、先ほど事務局ともお話をしまして、できましたらこの会で専門部会を設置して、内容の調査、課題整理等を行った上で、一定のまとまりができた段階で、その部会からの報告ということでこの審議会にかけ、さらに本格的な審議を進めていただくというスタイルをとってはいかがでしょうかというご提案をしたいと思えます。したがって、専門部会をつくることにつきましてお諮りをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。（各委員「賛同」の発言）

各委員のご賛同が得られましたので、審議会規則第4条、「会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる」に基づきまして部会を設置することとし、私と事務局で部会のメンバーを考えさせていただきたいと思えます。そして、部会の構成メンバーが決まり次第、各委員の方々には別途ご報告をし、ご了解を得たいと思っております。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今後は少し部会でもんで、その成果をこちらに出して審議を継続していく。そして、まとめとしましては、来年の夏を目標にしましょうということで、本日の会議を終わりたいと思えます。以上で審議を終了しますので、事務局に進行をお願いします。

清原課長代理

本日、委員の皆様には、長時間にわたり審議会にご参加賜り、また貴重なご意見を賜

りまして、ありがとうございます。

次回の審議会日程は未定でございますが、調整の上、ご連絡させていただきたいと存じます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時